

経済産業省における女性の職業選択に資する情報の公表及び
特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況

令和 7 年 7 月
経済産業省

経済産業省では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づき、「経済産業省女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」を策定・実施しています。今般、女性活躍推進法第 19 条 6 項に基づき、行動計画の実施状況を以下のとおり取りまとめたので公表いたします。

あわせて、女性活躍推進法 21 条の規定に基づき、経済産業省における女性の活躍状況を公表いたします。

《職業生活における機会の提供に関する実績》

1. 国家公務員採用試験からの女性の採用割合

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
総合職	33.7%	28.7%	29.7%	28.2%	36.1%
一般職(大卒程度)	40.0%	43.1%	45.8%	46.4%	50.3%
一般職(高卒程度)	44.4%	47.6%	43.5%	51.7%	46.2%
合計	38.1%	38.1%	39.6%	40.1%	44.4%

※ 1 上記は当該年度の 4 月 1 日付け採用者の値。

※ 2 「総合職」とは、国家公務員採用総合職試験（院卒者試験、大卒程度試験）をいう。

※ 3 「一般職」とは、国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験、高卒者試験）をいう。

【出典】 内閣人事局「女性国家公務員の採用状況フォローアップ」

2. 女性職員の在職状況及び登用状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
在職者における女性の割合	25.2%	26.1%	27.0%	27.7%	28.6%
管理職に占める女性職員の割合	9.6%	10.7%	11.5%	11.7%	12.9%
指定職相当	1.4%	0%	3.2%	3.0%	7.4%
本省課室長相当職	10.1%	11.3%	11.9%	12.2%	13.1%
国の地方機関課長・本省課長補佐相当職	19.1%	19.7%	20.7%	21.8%	24.1%
本省係長相当職	35.7%	39.1%	40.0%	40.4%	40.0%

※ 1 上記は当該年度の 7 月 1 日付けの値。

※ 2 一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号。以下「一般職給与法」という。）の行政職俸給表（一）、専門行政職俸給表及び指定職俸給表の適用を受ける職員が対象。

※３ 「指定職相当」とは、指定職俸給表適用者を、「本省課室長相当職」とは一般職給与法の行政職俸給表（一）７級から１０級相当職の職員を、「国の地方機関課長・本省課長補佐相当職」とは同俸給表の５級及び６級の職員を、「本省係長相当職」とは同俸給表（一）の３級及び４級相当職の職員をいう。

【出典】 内閣人事局「女性国家公務員の登用状況のフォローアップ」

3. 中途採用の男女別の実績（令和６年度）

男性	女性
63 人	10 人

※経済産業省本省（資源エネルギー庁、中小企業庁を含む）、特許庁、地方局、保安監督部の合計値

4. 女性に対する職業生活に関する機会の提供に資する制度の概要（令和６年度）

階層別・専門分野・政策業務の育成機会を多数提供するほか、マネジメント研修等を通じて、多様な職員の育成・支援のスキルも強化している。また、セクハラ相談員の設置を始めとした、セクシュアルハラスメントに対する個別の相談体制も整備。

タレントマネジメントシステムも活用したキャリア形成支援や、健康増進（婦人科検診の実施、Women's health 勉強会を定期開催、省内連絡で情報発信等）に向けた支援も実施。

《職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績》

1. 離職率の男女別の差異（令和5年度）

男性	女性
4.39%	2.78%

※経済産業省本省（資源エネルギー庁、中小企業庁を含む）、特許庁の合計値

2. 職員の育児休業の取得状況・男女別の育児休業取得率

			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経済産業省	男性	新規取得者数	19	18	37	43	59	54
		新たな取得可能者	90	95	70	82	88	75
		取得率	21.1%	18.9%	52.9%	52.4%	67.0%	72%
	女性	新規取得者数	33	50	59	45	48	58
		新たな取得可能者	32	50	59	41	45	54
		取得率	103.1%	100.0%	100.0%	109.8%	106.7%	107.4%
資源エネルギー庁	男性	新規取得者数	1	3	3	4	10	10
		新たな取得可能者	9	15	8	11	13	14
		取得率	11.1%	20.0%	37.5%	36.4%	76.9%	71.4%
	女性	新規取得者数	2	3	0	3	3	3
		新たな取得可能者	2	3	0	2	3	2
		取得率	100.0%	100.0%	0.0%	150.0%	100.0%	150.0%
特許庁	男性	新規取得者数	20	13	28	37	45	37
		新たな取得可能者	66	51	57	56	49	47
		取得率	30.3%	25.5%	49.1%	66.1%	91.8%	78.7%
	女性	新規取得者数	24	22	29	18	28	32
		新たな取得可能者	24	22	29	21	30	29
		取得率	100.0%	100.0%	100.0%	85.7%	93.3%	110.3%
中小企業庁	男性	新規取得者数	2	0	2	3	5	3
		新たな取得可能者	12	2	2	3	11	5
		取得率	16.7%	0.0%	100.0%	100.0%	45.5%	60.0%
	女性	新規取得者数	0	1	1	1	2	1
		新たな取得可能者	0	1	1	1	2	1
		取得率	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・男女別の育児休業取得期間の分布状況（令和5年度）

育児休業の取得期間 （令和5年度）	男性	女性
1月以下	67.8%	1.5%
1月超3月以下	31.0%	0%
3月超6月以下	11.5%	9.0%
6月超9月以下	5.7%	17.9%
9月超12月以下	2.3%	38.8%
12月超24月以下	2.3%	46.3%
24月超	0%	35.8%

※1 「新規取得者数」とは、当該年度中に新たに育児休業（再度の育児休業者等を除く。）を取得した人数をいう。

※2 「当該年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数」とは、男性職員は同年度中に子が生まれた男性職員、女性職員は同年度中に産後休暇が終了した女性職員（産後の特別休暇中に子が死亡した場合等を除く。）をいう。

※3 「取得率」とは、「当該年度に新たに育児休業が取得可能となった職員数」に対する「新規取得者数（当該年度中に新たに育児休業を取得した者（過去3年以内に取得可能となった職員数を含む。）」の割合をいう。このため、取得率が100%を超えることがある。

【出典】 人事院「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査の結果について」

3. 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の使用状況

・男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得率

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経済産業省	子が生まれた職員数	90	95	70	84	88	83
	配偶者休暇使用者（使用率）	78(86.7%)	91(95.8%)	60(85.7%)	78(92.9%)	77(87.5%)	70(84.3%)
	育児参加休暇使用者（使用率）	81(90.0%)	92(96.8%)	56(80.0%)	81(96.4%)	78(88.6%)	69(83.1%)
	5日以上休暇取得者（使用率）	72(80.0%)	86(90.5%)	46(65.7%)	74(88.1%)	64(72.7%)	59(71.1%)
資源エネルギー庁	子が生まれた職員数	9	15	8	11	13	14
	配偶者休暇使用者（使用率）	7(77.8%)	14(93.3%)	6(75.0%)	11(100.0%)	8(61.5%)	11(78.6%)
	育児参加休暇使用者（使用率）	7(77.8%)	15(100%)	6(75.0%)	11(100.0%)	11(84.6%)	7(50.0%)
	5日以上休暇取得者（使用率）	3(33.3%)	12(80.0%)	6(75.0%)	11(100.0%)	10(76.9%)	7(50.0%)
特許庁	子が生まれた職員数	66	51	57	56	49	47
	配偶者休暇使用者（使用率）	59(89.4%)	47(92.2%)	54(94.7%)	49(87.5%)	47(95.9%)	43(91.5%)
	育児参加休暇使用者（使用率）	59(89.4%)	47(92.2%)	50(87.7%)	46(82.1%)	43(87.8%)	44(93.6%)
	5日以上休暇取得者（使用率）	49(74.2%)	44(86.3%)	45(78.9%)	42(75.0%)	42(85.7%)	39(83.0%)
中小企業庁	子が生まれた職員数	12	2	2	8	11	5
	配偶者休暇使用者（使用率）	10(83.3%)	2(100%)	2(100%)	6(75.0%)	8(72.7%)	4(100%)
	育児参加休暇使用者（使用率）	7(58.3%)	2(100%)	2(100%)	7(87.5%)	8(72.7%)	4(100%)
	5日以上休暇取得者（使用率）	4(33.3%)	2(100%)	2(100%)	7(87.5%)	8(72.7%)	4(100%)

4. 超過勤務の状況（令和6年度）

・職員一人当たりの一月当たりの平均時間

本省	39.4時間
特許庁	16.5時間

※本省は資源エネルギー庁、中小企業庁を含む

5. 年次休暇等の取得状況（令和6年）

・職員一人当たりの平均取得日数

本省	13.8日
特許庁	14.9日

※本省は資源エネルギー庁・中小企業庁を含む

6. 職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する制度の概要

職員のワークライフバランスや柔軟な働き方を実現するべく、ペーパーレスやオンライン会議等の推進によるテレワークの活用や、フレックスタイム制・早出遅出勤務・育児短期間勤務等の勤務時間に関する制度について、実際の使用例なども含めて、省内職員向けサイトに掲載するとともに、育休中・復職後職員向け研修やパパママ先輩との座談会なども定期的を開催している。

また、勤務時間制度に関する申請手続きについては、電子出勤簿の導入により、システム上でのスムーズな手続きを実現している。